社会福祉法人宝塚さくら福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝塚さくら福祉会(以下「当法人」という)定款 第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等の額)

第2条 役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

(旅費)

第3条 役員等が職務のために出張したときは、別に定める職員旅費規程に基づき、 旅費(交通費、宿泊費)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に 基づく役員報酬等及び旅費は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

- (報酬等の文和方法) 第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。 (1)理事長の報酬については、毎月20日とする。ただし、当該日が休日に当たる ときは、職員給与規程第15条の規定に準じた日とする。 (2)理事長を除く役員等に対する報酬は、会議等へ出席した都度、支給する。 (3)報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定 める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程

の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月25日から施行し、平成29年4月1日 から適用する。

別表1 役員等の報酬

1	理事長	概ね週1回の出勤	月額3	Ο,	000円
2	理事	理事会等への出席及び法人 施設業務のための出勤	日額	5,	000円
3	監事	監事監査等への出席及び法人 施設業務のための出勤	日額	5,	000円
4	評議員	評議員会等への出席及び法人 施設業務のための出勤	日額	5,	000円